

宇都宮地方裁判所委員会（第24回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成25年11月13日（水）15：30～17：10

2 場所 宇都宮地方裁判所 裁判員候補者待機室等

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

小川陽三，加藤剛，小池恵一郎，五味渕秀幸，高橋充史，手島隆志，中尾久，
平野浩視，福澤英子，細野隆司，綿引万里子（委員長）

※ 山本和紀は欠席

（説明者）

宇都宮地方裁判所刑事部 部総括判事 松原里美

（庶務）

井上幸雄事務局長，大和谷教事務局次長，小原誠司総務課長，岡元勇人総務課
課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

福澤委員から自己紹介があった。

(2) 意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（宇都宮地方裁判所における裁判員裁判
の現状について）に関する説明が行われた。

(3) 裁判員裁判の概況についての説明

松原部総括判事より，宇都宮地方裁判所における裁判員裁判の事件数の推移
等について，説明が行われた。

(4) 分かりやすい審理の取り組み等についての説明等

実際に裁判員裁判で使用されている法廷に場所を移し，松原部総括判事より，
法廷内の設備等についての説明が行われたほか，最近の審理の中での工夫とし

て、特に、分かりやすい審理のための取組と、裁判員の精神的負担に配慮した証拠調べの取組について、松原部総括判事からの基調説明の後、証拠調べの模擬を行い、検察官委員及び弁護士委員からも、それぞれの立場における取組や工夫例が紹介された。

また、被害者保護の取り組み例として、ビデオリンク方式による証人尋問の模擬及び遮蔽装置の説明が行われた。

(5) 質疑応答及び意見交換

実際に裁判員裁判で使用される評議室に場所を移し、評議で用いられる音声認識システムの模擬及び説明者との質疑応答・意見交換が行われた。

- ・ 裁判員の候補者はどのようにして選ばれているのか。（委員）
- ・ 審理日程等に照らし、事件ごとに候補者を何人呼び出すかを決め、候補者名簿の中からコンピューターを使ったくじで選んでいる。（説明者）
- ・ 現状として、遺体や傷口等の写真は、あまり証拠として出さない傾向にあるのか。（委員）
- ・ 裁判官だけで行っていた裁判では、そういった証拠も出ていたが、裁判員裁判においては、裁判員への精神的な負担も考慮して、先ほどご説明したように、証拠の見せ方を工夫したり、他の方法で証明できるものであれば、別な方法を検討していただく等している。（説明者）
- ・ 検察官としては、被告人の行為の結果として、すべての証拠を裁判所に見ていただきたい気持ちはあるが、裁判員裁判においては、裁判員の方への精神的な負担が大きいことから、写真を出すにしても枚数を厳選したり、モニターに映す時間を短くする等、様々な工夫を行っているところである。（委員）
- ・ 事実認定や量刑を決める場面において、一般人である裁判員との間に感覚の違いを感じることはあるか。（委員）
- ・ そういった感覚はあまり変わらないと感じている。評議では、皆さんしつ

かりと自身の意見を述べられており、裁判員それぞれの経験や価値観が反映された様々な意見を聴くことができる。（説明者）

- 先日、実際に裁判員裁判を傍聴したが、検察官や弁護人の説明も、裁判員に対して、何を問題にしてほしいのか、何を考えてほしいのかというポイントが非常に分かりやすく示されており、法律知識がない人でも自信を持って自分の意見を言えるのではないかと感じた。（委員）
- 量刑を決める際に、裁判官から基準のようなものは示されるのか。（委員）
- これまでの裁判例を集積したデータをお示しすることはある。（説明者）
- 裁判員に対して、遺体等の写真をそのまま見せる場合と、イラスト等で代用する場合での判決結果の違いについて検証はされているのか。（委員）
- そのような取組は始まったばかりであり、実際にそのような検証が可能であるかという点もあるが、裁判所では裁判員へのアンケートを実施していることから、そういった結果も参考にしながら検討することが考えられる。（委員）
- 裁判員候補者の選任手続への出席率が毎年下がっているようだが、どのような理由によるものか。（委員）
- 国民の関心が薄れているのではないかとのご指摘もあるが、出席率は7割を超えており、現状では運営に支障が生じるレベルではないと考えている。（説明者）
- 裁判員にとって、守秘義務を課されることが精神的負担になるということはないのか。（委員）
- 裁判員経験者に何う限りでは、守秘義務を負担に感じる方はあまりいないようである。（説明者）
- 守秘義務の負担の重さについては、裁判所で行っている裁判員経験者との意見交換会においても話題になることが多いが、あくまで評議室における評

議内容に関する守秘義務であり、経験者に聞いてみても、精神的負担はさほどでもないようである。むしろ、周囲から「何もしゃべってはいけない。」と誤解されることを負担に感じる方のほうが多いように感じた。（委員長）

- ・ 裁判員経験者の心のケア窓口があると聞いたが、どのように周知されているのか。（委員）
- ・ 裁判員経験者の方に、メンタルヘルスサポート窓口に関するパンフレットを配布するなどしている。（説明者）
- ・ 裁判員経験者で実際にうつになったりパニックになったりした方はいるのか。（委員）
- ・ 私の経験ではそのような情報に接したことはない。（説明者）
- ・ 裁判員裁判の期間中に、裁判所外で裁判員だけで会ったりすることは禁じられているのか。（委員）
- ・ 裁判所外での行動については、裁判所でも把握していないが、特に禁じられている訳ではなく、例えば、お昼休みに裁判員の方が連れ立って外に昼食に出かけることもある。（説明者）
- ・ 裁判員の精神的負担への配慮は、裁判員経験者が国を訴えた件が契機となっているのか。（委員）
- ・ 裁判員の精神的負担にも配慮して、取り調べる証拠を厳選していかねばならないということは、裁判員制度の準備段階から考えられてきたことであるが、そのことを更に注意深く考えていく契機になったと思う。（委員長）

(6) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成26年5月21日(水)午後1時30分から開催することとし、議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以上